

住宅取得を応援します！

試算例

例えば・・・小学校修了前の**お子さまが2人**いる方が、
井原市の補助金と【フラット35】を利用する場合



井原市

補助金交付

●井原市移住者住宅新築等補助金

上限 **100万円**

●井原市四季が丘団地助成金

上限 **180万円**

●井原市中古住宅活用補助金

上限 **200万円**



●スマイルプラス制度

お子さま※1人につき

10万円加算

(お子さま2人の場合)

10万円×2人=**20万円加算**

※小学校修了前のお子さま



全期間固定金利の住宅ローン

【フラット35】

【フラット35】地域連携型

当初5年間年▲0.25%または年▲0.50%

(お子さまがいて、【フラット35】地域連携型(子育て支援)に該当する場合)

【フラット35】の借入金利から

当初5年間 年▲0.50%



【フラット35】子育てプラス

お子さま※の人数等に応じて金利を引下げ

(お子さま1人につき当初5年間年▲0.25%、最大年▲1.00%)

※借入申込年度の4月1日において18歳未満であるお子さま

(お子さま2人の場合)

【フラット35】の借入金利から

当初5年間 年▲0.25%×2人=年▲0.50%



【フラット35】の借入金利から

当初5年間

年▲1.00%

井原市の補助金の要件等の詳細は、
裏面及び井原市HPをご確認ください。



【フラット35】地域連携型及び
【フラット35】子育てプラスの要件等の
詳細は、裏面及び機構HPをご確認ください。



※【フラット35】地域連携型、【フラット35】子育てプラスには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。また、井原市の補助金交付が終了した場合も受付を終了します。詳細は井原市にお問い合わせください。

※【フラット35】地域連携型、【フラット35】子育てプラスは、【フラット35】借換融資には利用できません。

※【フラット35】地域連携型、【フラット35】子育てプラスは、【フラット35】S等と併用することができます。

※【フラット35】子育てプラスの利用に当たっては、子育て世帯または若年夫婦世帯の条件を満たす必要があります。条件の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。

※【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。

【フラット35】地域連携型

井原市と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する井原市による財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】地域連携型（子育て支援）	当初 5年間	年▲0.50%
【フラット35】地域連携型（空き家対策）		
【フラット35】地域連携型（地域活性化）		年▲0.25%

- ・【フラット35】地域連携型をご利用いただくためには、井原市から【フラット35】地域連携型利用対象証明書の交付を受ける必要があります。
- ・【フラット35】地域連携型利用対象証明書は、借入れの契約時までに取り扱金融機関へ提出する必要があります。

【フラット35】子育てプラス

子育て世帯※¹または若年夫婦世帯※²に対して、こどもの人数等に応じて【フラット35】の借入金利を一定期間、最大年1.00%引き下げる制度です。

	1～5年目	6～10年目	11～15年目
年▲0.25%	若年夫婦世帯または子ども1人	子ども5人	...
年▲0.50%	子ども2人	子ども6人	...
年▲0.75%	子ども3人	...	...
年▲1.00%	子ども4人	...	...

- ※¹ 借入申込年度の4月1日において18歳未満である子（胎児および孫を含みます。ただし、孫にあってはお客さまとの同居が必要です。）をいいます。
※² 借入申込時に夫婦（同性パートナーを含みます。）であり、借入申込年度の4月1日において夫婦のいずれかが40歳未満である世帯をいいます。

井原市の補助金概要（【フラット35】地域連携型と併用可能な補助金のみ掲載）

井原市移住者住宅新築等補助金

【フラット35】地域連携型（子育て支援）または（地域活性化）に該当

【対象者】

- ・移住者（転入日から起算して1年を経過しない人、かつ、転入日より3年以内の期間において市内に居住していない人）。
- ※移住者であって転入から1年以内に農業実務研修を開始する人又は期間中転入する人は、研修終了から1年を経過しない。
- ・本市に定住（5年以上住むことを前提に市内に住宅を有し、そこを住所地とし、生活の本拠を置くことをいう。）の意思がある人。
- ・令和6年4月1日から令和7年3月31日までに住宅の新築等に係る契約をし、令和8年3月31日までに市内に新築等をし、入居した人。
- ・補助金対象者に市町村税等の滞納がないこと。
- ・新築した住宅の所有者の一人であること。
- ・同一世帯の人及び生計を同一とする人以外に「連帯保証人」となる人がいること。

【補助上限額】

- ・上限100万円（補助対象経費の1/10以内）

井原市四季が丘団地助成金

【フラット35】地域連携型（子育て支援）または（地域活性化）に該当

【対象者】

- ・四季が丘団地の分譲地を購入し、住宅を建築した人。
- ・助成対象者に市町村税等の滞納がないこと。

【助成対象限度額】

- ・住宅等取得資金利子助成金 上限180万円
借入金（土地と建物で上限額3,000万円）に対する利息（上限2%）を3年間（36カ月）補給します。
- ※金融機関から借入れを行わない場合の助成措置もあり。

井原市中古住宅活用補助金

【フラット35】地域連携型（空き家対策）に該当

【対象者】（【フラット35】地域連携型の利用は、住宅を取得する場合に限る。）

- ・移住者（同左）かつ、空き家バンク登録物件の利用者であること。
- ・入居日から起算して、5年以上継続して当該空き家に居住すること。
- ・補助金対象者に市町村税等の滞納がないこと。
- ・2親等以内の親族間における空き家の売買契約ではないこと。
- 【補助上限額】
- ・購入費補助 上限100万円（補助対象経費の1/5以内）
- ・改修費補助 上限100万円（補助対象経費の1/2以内）

詳しくは、下記照会先までお問い合わせください。

井原市の補助金の内容および
【フラット35】地域連携型利用対象証明書に関すること

井原市

総合政策部 企画振興課

☎ 0866-62-9521

【フラット35】に関すること



住まいのしあわせを、ともに作る。
住宅金融支援機構

中国支店 地域連携グループ

☎ 082-568-8435

（2024年8月現在）